

日韓会談関係資料

- 請求権問題の解決に関する日本側提案(大平書簡)
- 請求権問題の解決に関する日本側最終提案に対する韓国側回答(金書簡)
- 韓国側の提案した漁業協力案
- 請求権問題の処理に関する大蔵省意見(次官申入)
- 大蔵省意見に対する外務省回答
- 対韓無償及び有償貸与実施大綱(試案)(外務省経済協力局)
- 韓国主要経済指標

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

極  
秘

請求権問題の解決に關する日本側提案（37年  
12月26日）（大平審判）

1) 無償経済協力

総額3億ドルとし、毎年5000万ドルづゝ、10年間に  
わたり生産物および役務により無償供与する。たゞし、財政  
事情によつては、双方合意の上繰上げ実施することができる。

2) 対韓債権（4573万ドル）の償還

① 韓国側は右金額を3年間に均等償還する。

② たゞし、韓国側がその外貨事情や内資事情等のため希望  
する場合は、毎年韓国側の要請により、当該年度におけ  
る日本よりの無償供与額を債務償還該当額だけ減額し、こ  
れにより韓国側が同債務を支払つたと見做すことにする。

③ 右①ないし②の措置の結果、当該年度における韓国側の  
対外期待、資金が不足し、そのため、韓国の五ヶ年計画遂  
行に支障を来すより多場合は、日本側よりの有償経済協力  
（後記3）の繰上実行を考慮する。

3) 有償経済協力（政府の干与する部分）

有償経済協力として海外経済協力基金より総額2億ドルの  
長期低利借款を10年間にわたり供与する。本件借款の条件  
は年利率3.5%償還期間20年以内とする。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(4) コマーシャル・ベースによる通常の借款（政府の直接干与  
しきい部分）

プロジェクトの種類、金額、金融機関（輸出入銀行及び他の民間金融機関）、条件等はすべて民間の商談に委ね、従つてまた、とくに借款総額の上限も定めることはしきいが、日本政府は、この種借款に関しては、日韓国交正常化前でも実施が可能をよう措置する。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

( 補足説明 )

- (1) 第(2)項( 対韓債権の償還 )の趣旨は建前としては、韓国に供与すべきものは十分供与する代りに、韓国側から返してもらふべきものは正規に返してもらふという方針を貫きながら、実際上は②項が発動し、韓国側の要請により( 日本側の新たな同意を必要とせず )、日本よりの無償供与額の減額をもつて韓国側の債務支払いと見做す( 従つて、韓国側がドル現金をもつて支払ふ必要はない )こととしており、しかも③項においても当該年度の無償供与額の減額分を補ふ措置をもあわせて提議しているのであるから、これを全体としてみれば、実質的には、韓国側が大平・金会談の内容として了解されている債権棒引きと同様の結果となる。
- (2) 第(3)項( 有償経済協力 )において「償還期間 20 年以内とする」と述べたのは、海外経済協力基金業務方法書にこれと同様の規定があるのを引用したものであるが、日本政府としては、具体的な償還期限としては、大平・金会談の趣旨に従い 20 年程度を念頭においている。
- (3) 第(3)項において償還期間にふれなかつたのは、細目については今後の話し合いにより逐次決定して行くのが適當と考えたからであるが、日本政府としては、大平・金会談の線に従い一応 7 年程度を念頭においている。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(なお参考までに付記すれば、これまでに海外経済協力基金より融資した具体例においても、スエズ運河浚渫工事資金の場合は、利率6.5%6.5月据置、爾後2年半に分割返済、ボリビア銅山探鉱調査費の場合は、利率6.5%、1年据置、爾後4年間に分割返済となつている。)

- (4) 第(4)項(コマーシャル・ベースによる通常の借款)において総額を明示しなかつた理由は、この種信用供与の性質上、予め総額を政府間で決めることは非多理であるからである。

しかしながら、もし韓国側が国内対策上何らかの具体的金額に言及される必要があるならば、例えば1億ドル以上というような表現を用いられても差支えない。

- (5) 第(4)項において「金融機関(輸銀およびその他の民間金融機関)」と述べた趣旨は、コマーシャル・ベースによる通常の信用供与は個々のプロジェクトごとに輸銀と市中の協同融資によつて行なうというのが、わが国における現在のやり方なのでその事実を記したまでである。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

請求権問題の解決に関する日本側最終提案に対する  
韓国側回答 ( 58.1.23 受 ) ( 金書簡 )

( 外務省仮訳 )

謹 啓

昨年 11 月 29 日、12 月 18 日および 12 月 27 日付と 3  
回にわたり御恵送いただいた書簡をありがたく拝受いたし、貴  
下が韓日会談の円満なる妥結のために努力をおしまれないとこ  
ろに対して深甚なる敬意を表するものであります。

貴簡および貴簡に言及されている予備交渉第 21 回会議の席  
上での杉首席代表の請求権問題解決のための金額および支払条  
件等に関する提案を朴最高会議議長をはじめとする政府内の関  
係官と慎重検討した結果、同提案が大体において昨年 11 月 12  
日に貴下と私が協議した趣にしたがつて考慮されたものではあ  
りましようが、もう少し仔細な事項を具体化させなければなら  
ないとの結論に到達いたしました。

すなわち、清算勘定の債務償還問題、政府対政府借款の条件、  
そして輸出入銀行からの借款等に関しては、われわれが理解す  
るところと差異があるように考えられますので、今后予備交渉  
の会議の席上においても仔細に論議させるようにいたしますが、  
まず次のとおりわれわれの見解を披瀝いたしますので、貴下の  
格別なる御考慮と御尽力をいただけるようお願いするものであ  
ります。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

第一に、清算勘定の債務償還に関しては、建設的な提案をしていただいたのではありませんが、われわれが理解するところでは、この償還期間を無償供与額3億ドルの支払期間と同一にさせ、毎年の提供額から均等に差し引くことが妥当であると考え。

第二に、政府対政府借款に関しては、償還期間7年后20年間償還という償還条件を明白にしなければならないと考え。

第三に、輸出入銀行の借款は、「最も有利な条件で1億ドル以上」という表現でその下限を定めなければならないと考えます。

このほか、請求権の名目問題、漁業問題、法的地位問題、船舶問題、文化財問題そして基本関係等の諸懸案に関しては、昨年12月21日に開催された第20回予備会談でわが方の裴首席が説明申し上げた次第であります。請求権問題が両国の相互理解と譲歩の精神でこれだけ進展をみせましたので、その他の懸案も同じ精神で折衝すれば必ずや解決の曙光がみられるものと確信しており、新しい年には諸懸案が全部円満に解決され、両国の国交が正常化されるよう望み、これがため両国が最善の努力を傾注することを願つてやまないものであります。

新年を迎え、貴下の御健勝を衷心より祈るものであります。

西紀1963年1月21日

金 蓮 泌

大平 正芳 外務大臣 閣下

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

韓国側の提案した漁業協力案  
(58.7.16 No31 漁業関係会合で提案)

1	無償供与	\$ 21,750,000	
	(1)	水産試験場施設拡充	\$ 400,000
	(2)	水産教育及び研究施設	\$ 2,600,000
	(3)	水産技術センター施設	\$ 750,000
	(4)	研修生訓練および技術者 招請	\$ 420,000
	(5)	漁船補修資材	\$ 13,000,000
	(6)	調査試験船	\$ 4,580,000
2	無償供与または		
	政府間長期低利借款	\$ 52,671,000	
	年利 3.5%	(1) 漁業指導船	\$ 5,846,000
	据置期間 7年	(2) ディーゼル機関	\$ 1,875,000
	償還期間 20年	(3) 漁業無船および 漁港施設	\$ 52,550,000
3	民間長期低利借款	\$ 11,697,000	
	年利 4%	(1) 漁船建造および導入	\$ 10,125,000
	据置期間 5年	(2) 漁船補修資材	\$ 707,000
	償還期間 15年	(3) ディーゼル機関製作工 場施設	\$ 500,000
		(4) 合成繊維ロープ	\$ 550,000
		(5) 製造加工施設	\$ 3,100,000
		計	\$ 17,837,000





MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

○請求権問題の処理に関する大蔵省意見（38年1月11日）

（次官名）

日韓請求権問題の解決については、37年12月26日付日本側提案文書に基本を置くこととなるが、その細目または同文書に表明されていない事項を取極めるについては、下記事項により処理されたい。

記

1 漁船拿捕に伴う請求権

韓国に支払わせるものとする。最悪の場合も本件は未解決としておくものとする。

2 無償経済協力

- (1) 供与開始は昭和39年度以降とする。
- (2) 供与の方式は賠償と同様（支払の必要の都度日本政府より支出する）とする。

3 対韓債権

韓国側が無償供与よりの減額の方法を選択するについては、毎年度（日本の財政年度）の分について、その前年度の8月31日までに（初年度は協定調印までに）その意思表示を行うものとする。

4 有償経済協力

- (1) 借款は、これより日本人の役務及び日本国の生産物を調

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

達するためのものであり、外貨による送金は認められない  
ものとする。

- (2) 借款により調達する日本人の役務及び日本国の生産物は、  
大規模プロジェクト及びプラント機械設備並びにこれらに  
伴う役務とし、韓国側の要請に基き両者協議して決定する  
ものとする。
- (3) 借款の供与は毎年20百万ドルとする。外相文書2の3  
による繰上げは、両国の協議によるものとする。
- (4) 借款の償還期限及び据置期間はプロジェクト別にそのプ  
ロジェクトの性質に応じて定めるものとする。
- (5) 供与開始は昭和39年度以降とする。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

○ 大蔵省意見に対する外務省回答（38年3月8日）（次官名）

1月11日付貴信（「日韓請求権問題の処理について」）  
に関し、その第2項（無償経済協力）及び第4項（有償経済  
協力）につき、下記のとおり当省の対韓交渉方針回報する。  
なお、第1項（漁船拿捕に伴う請求権）及び第3項（対韓債  
権）については、今後の交渉の進展に応じ、その都度協議す  
ることといたしたい。

記

1. 無償経済協力

- (1) 供与開始は、諸懸案の一括解決を前提としているので、  
日韓交渉の全面的妥結の時期如何にかゝわる。従つて供与  
の開始時期については、今後の交渉の進展に応じて協議す  
ることといたしたい。
- (2) 供与方式をタイ特別円方式とせず、賠償と同様の方式と  
して韓国側との交渉を進めることに異議ない。

2. 有償経済協力

- (1) 有償経済協力に関する貴信お申し越しの事項中(1)及び(8)  
の各項については、それぞれ次の方針で韓国側と交渉を進  
めることに異議ない。
  - (i) 借款は、日本国の生産物、及び日本人の役務の調達

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

ために使用し、外貨による送金は原則として認めない。

- (ロ) 借款の供与は、毎年20百万ドルとし、別途合意する  
焦付債権処理の結果、繰上げ供与を要する場合には、両  
国の協議によるものとする。
- (2) 貴信お申し越し事項の中(2)及び(4)の各項については、そ  
れぞれ次の方針で交渉を進めたいと考える。
  - (イ) 借款により調達する日本国の生産物は、原則として、  
プロジェクト・ベースのプラント機械設備とすることに  
異議ないが、日本人の役務は、これらの供与に伴う役務  
の外に Consulting fee 及び technical Know-how  
提供料を含むものとする。
  - (ロ) 借款の供与条件は、プロジェクトの如何を問わず、一  
率に金利3.5%、20年償還(7年据置、13年返済)  
とする。
- (3) 供与開始時期については1の(1)に同じ。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

経済協力実施大綱

○ 対韓無償及び有償供与実施大綱（試案）

（不審は  
大蔵省に承検す）

（38年2月21日外務省経済協力局）

1 供与形式

(1) 条約の講成

基本条約として「日本国と大韓民国政府との間の請求権解決及び経済協力に関する協定」を日韓政府間で締結し、無償有償供与に必要な予算措置とともに国会の承認を受け、これに準拠して無償供与については両国政府間で「無償供与の実施に関する協定」を、有償供与については、海外経済協力基金と韓国政府との間で貸付契約を締結する。

(2) 基本条約

無償及び有償供与に関する条項においては、なかんずく次の諸点を規定する。

- (イ) 供与の対象（日本国の生産物及び日本人の役務）
- (ロ) 供与額（無償300百万ドル、有償200百万ドル）
- (ハ) 供与期間（協定の効力発生の日から10年間）
- (ニ) 各年度供与限度額（無償300百万ドル、有償200百万ドル。ただし変更の要ある場合には、両国間の協議（注）によるべき旨明記）

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(注) 実際上の扱い方としては、別途取極められる焦付債権処理に関する合意の結果として、当初の3年間の無償供与額が大幅に減額される場合は、日本側としても、できれば無償供与、少なくとも有償供与のくり上げ実施をできる限り考慮するものとする。

(ホ) 経済協力実施合同委員会の設置(対等の発言権を有する両国政府代表より構成し、無償及び有償供与のそれぞれにつき、毎年度の実施に関する原則を合意するとともに、両者の有機的な結びつけを計る)

なお、有償供与の金利、償還期限等の貸付条件は、協定では規定せず(グイエトナムに対する借款協定と同じ)、後出の韓国政府と海外経済協力基金間の貸付契約により規定する。(韓国政府がこれに不安をもつ場合には、別途政府間交換書簡により条件につき約束する。)

(8) 無償供与の実施に関する協定

従来の賠償協定に盛り込まれたとき実施に関する細則を規定する。無償供与の財源を一般会計歳出の賠償等特殊債務処理等特別会計受入れによつて行うか、あるいは他の方法によるかは大蔵省に一任する。

(4) 有償供与の貸付契約

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

海外経済協力基金と韓国政府の間で、200百万ドル全額について直接借款契約を締結し、貸付条件、すなわち金利35%、7年据置後13年返済計20年償還を明記し(対象プロジェクトが何であるかを問わず同一条件)、その他経済協力実施合同委員会において合意された原則に従い、実施に必要な手続上の細則を規定する。ただし、基本条約の成立とともに所要資金金額(200百万ドル)を一度に基金に対し増資するか、あるいは毎年年度供与額を増資していくかは、財政法、予算との関連においてさらに予算当局において検討する。

2 供与内容

(1) 無償供与

(イ) 供与対象は、下記(ロ)のごとき観点より Non-project basis で供与される日本国の生産物、及び(ハ)のごとき社会福祉厚生及び技術協力諸計画の実施に必要な資材役務とする。ただし良好なプロジェクト・ベースの供与が有償でカバーしきれない場合には、これを優先的に対象とする。

(ロ) (a)従来、米国の Non-project aid ないし Commodity aid の対象とされ、わが国からの輸出がとくに抑えられていたもの(機械単体、鉄鋼その他の開発資材及び

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

肥料、セメント等一部消費財)

(b) 有償供与で実施するプロジェクトの所要現地通貨造出上  
必要な消費財

(c) 日韓貿易バランス改善上供与が望ましい消費財

(d) 韓国内のインフレ抑上に供与が望ましい消費財

(e) 病院、ヘルス・センター、労働者住宅のごとき社会厚生施設  
の建設及び各種訓練センターの設立、専門家、研修生の大規  
模な派遣、受入れ等

(2) 有償供与

原則として、プラント、機械、設備をプロジェクト・ベース  
で供与し、 consulting fee 及び technical know-how  
提供料をも借款対象とする。ただし投資のための資金は対象と  
しない。

3 民間ベース経済協力との関連

民間ベースでの延払信用供与(1億ドル程度)は、韓国側に対  
して実行をコミットしたものではない。

本件民間ベース経済協力を大平書簡に入れた趣旨は、日本の利  
益と認める案件が請求権問題の解決がみえていても、国交未回復  
との理由のみで実施しえないことを防ぐことをその目的としてい  
るので、下記3点について考慮を払うものとする。



MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

- (1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間で商談が進行し、諸外国との競合上、いま直ちに信用供与を認めなければ他國に落ちることが明らかと判断されたとき、例外的にこれを認めるものとする。その場合、条件は通常の輸銀ベースに抑えるが、将来、有償あるいは無償供与の振り替えを認める。
- (2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常貿易の延払信用供与（具体的には韓国側でも国内法令上、3年以下の延払信用は借款として特別な受入れ措置を講じていないし、わが国としても包括同意基準より有利な案件である場合）は、輸出のメリットがあり、金額も妥当な範囲内であれば、ケース・バイ・ケースにこれを認めることを考慮する。
- (3) 2月27日の国会における池田総理の言明、及び2月28日の大平外務大臣の言明にもかんがみ、韓国側よりその経済的困難を救済するための消費財の延払又は後払の要請があつた場合には、中共、インドネシア、に対する先例をも加味して同等程度の考慮を払うものとする。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

韓国主要経済指標 (資料韓国銀行調査月報)

(1) 国民総生産

(H) 総括

(億ドル %)

	1961		1962		対米年 増加率
	金額	構成比	金額	構成比	
個人消費支出	14.83	78.3	17.50	80.8	
政府消費支出	2.97	15.7	3.70	17.1	
国内総資本形成	2.93	15.5	3.35	15.5	
輸出	1.20	6.3	1.42	6.5	
(控除)輸入	△3.21	△16.9	△4.56	△21.0	
国内総生産	18.72	98.9	21.41	98.9	
海外からの所得	0.22	1.1	0.24	1.1	
国民総支出	18.93	100	21.65	100	
(控除)資本減耗引当	△0.81	△4.3	△1.06	△4.9	
(控除)間接税—補助金	△1.45	△7.6	△2.00	△9.2	
国民所得	16.68	88.1	18.59	85.9	
1人当り国民所得	65.7ドル		70.2ドル		

(注) 1人当り国民所得の算出 1961年は国連統計に示された  
年央推定人口、1962年は国連統計に示された人口増加率  
(1958-61年平均)と1961年推定人口により推計し  
た年央人口を基礎とした。

310 | 2400,000

1962

300 | 21950

60,000

2160

日本

1962

600  
億ドル

500

500ドル

300 | 1795

1800

50,000

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(四) 産業別国民総生産

(億ドル %)

	1961		1962	
	金額	構成比	金額	構成比
農林水産業	7.18	37.9	7.23	33.4
鉱工業	3.48	18.4	4.17	19.3
サービス業	4.05	21.3	5.15	23.7
個人住宅	1.10	5.8	1.27	4.9
政府部門	1.42	7.5	1.90	8.8
その他	1.49	7.9	1.90	8.8
海外部門	0.22	1.1	0.24	1.1
国民総生産	18.93	100	21.65	100

(注) 円に共に公定レートにより換算した。なお、公定レートは、1961年は1ドル=1275ウォン(1月は1ドル=100ウォン、2月から1ドル=130ウォン)であり、1962年は1ドル=130ウォンである。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(2) 國際收支

単位 100万ドル

	1961		1962		1963 (上)	
	受	払	受	払	受	払
財貨用役	145.6	344.0	163.2	453.4	84.2	281.7
貿易	40.9	283.1	54.8	388.5	38.5	240.4
貿易外	104.7	60.9	108.4	64.9	45.7	41.3
対国連軍受取	79.7		84.7		28.2	↓
運賃保険料	5.1	32.9	4.2	42.8	1.1	20.0
収支差(A)		198.4		290.2		197.5
贈与	236.6	5.1	238.7	2.2	131.9	1.2
民間	26.9	2.3	37.5	1.0	28.3	1.2
政府	209.7	2.8	201.2	1.2	103.6	—
収支差(B)	231.5		236.5		130.7	
(A+B)(C)	33.1			53.7		66.8
誤差脱漏(D)		1.6		3.6		3.5
(C)+(D)	31.5			57.3		70.3
資本・貨幣用金	資産増減(一)	負債増	資産増減(一)	負債増	資産増減(一)	負債増
民間	2.0	0.2	6.7	2.8	11.0	23.3
政府	0.5	16.7	0.6	5.6	3.7	0.3
中央銀行	50.0	4.1	-39.2	18.1	-57.4	4.0
外貨	50.0		-39.7		-57.4	
日韓OA		0.1		5.2		2.9
その他		4.0	0.5	12.9		1.1
市中銀行			1.1		0.1	
	52.5	21.0	-30.8	26.5	-42.7	27.6

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(3) 金外貨保有高 (百万ドル)

1960	12	157.0
1961	3	169.7
	6	179.4
	9	198.6
	12	207.0
1962	3	213.6
	6	193.9
	9	173.9
	12	167.5
1963	3	138.9
	6	111.4
	7	107.7
	8	108.5
	9	107.3
	10	108.1
	11	121.5

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(4) 対ドル換算率

公定レート (1ドルにつきウオン)

1950.	1.	1	0.9
	4.	1	1.9
	5.	1	1.8
	5.	15	1.6
	6.	15	1.8
	11.	1	2.5
1951.	11.	10	6.0
1953.	12.	15	18.0
1955.	8.	15	50.0
1960.	2.	23	65.0
1961.	1.	1	100.0
	2.	2	130.0 (1ウオン=2.77円)

(注) IMF平価は未設定である。

1962.6月 10ウオン=1円

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(5) 外国援助受入額 (政府受取)

(百万ドル)

	総 額	A I D	余剰農産物
1961 上	1214	988	226
下	778	555	223
1962 上	1121	860	261
下	1202	780	412
1963 上	1023	599	424

(注) 余剰農産物援助の中には一部米軍使用額を含む。

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(6) 外国貿易

{ 通関ベース  
{ 輸出はFOB 輸入はCIF }

(イ) 輸出入額 (百万ドル)

	輸 出			輸 入			
	総 額	一 般	その他	総 額	一 般	公共援助	その他
1961上	18.0	17.3	0.7	175.8	48.1	118.6	9.1
下	22.8	21.3	1.5	140.3	55.1	78.1	7.1
1962上	23.7	23.3	0.4	191.6	73.5	108.3	10.0
下	31.1	30.6	0.6	230.1	105.5	110.3	14.3
1963上	38.5	37.3	1.2	275.7	128.2	117.4	30.1
7-9	25.9	24.5	1.3	149.5	58.6	60.1	30.9

(ロ) 対日対米輸出入額及び総額中に占める割合

(a) 輸 出

	日 本		米 国		総 額	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
1961	19.4	47.4	6.8	16.6	40.9	100
1962	23.5	42.9	12.0	21.9	54.8	100
1963(1-9)	18.2	28.3	19.1	29.7	64.3	100

(b) 輸 入

	日 本		米 国		総 額	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
1961	69.2	21.9	143.4	45.4	316.1	100
1962	109.2	25.9	213.8	50.7	421.8	100
1963(1-9)	125.1	29.4	209.4	49.2	425.2	100



MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(一) 商品別輸入額

(a) 総括

	1961		1962		1963(1-9)	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
食 品	40.1	12.7	48.7	11.5	91.0	21.4
燃料・油脂	31.3	9.9	34.5	8.2	29.9	7.0
非食品原材料	63.5	20.0	89.7	21.3	83.7	19.7
化学製品	61.7	19.5	94.3	22.4	64.0	15.1
機 械	42.4	13.4	69.8	16.5	77.6	18.3
その他完成品	45.2	14.3	83.3	19.7	78.2	18.4
そ の 他	32.1	10.2	1.5	0.4	0.7	0.2
計	316.1	100	421.8	100	425.2	100

(b) 一般輸入

	1961		1962		1963(1-9)	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
食 品	9.8	9.5	9.5	5.3	26.4	14.1
燃料・油脂	14.8	4.7	6.1	3.4	5.2	2.8
非食品原材料	16.8	15.6	20.5	11.5	23.8	12.7
化学製品	24.8	24.1	43.1	24.1	42.8	22.9
機 械	20.5	19.9	49.0	27.4	42.8	22.9
その他完成品	27.0	26.2	50.7	28.3	45.5	24.4
そ の 他	—	—	—	—	0.2	0.1
総 額	103.1	100	179.0	100	186.7	100

(c) 援助輸入

	1961		1962		1963(1-9)	
	百万ドル	%	百万ドル	%	百万ドル	%
食 品	30.3	15.4	31.0	14.2	51.8	29.2
燃料・油脂	26.5	13.5	28.0	2.8	23.8	13.4
非食品原材料	47.2	24.0	65.4	29.9	54.5	30.7
化学製品	36.8	18.7	50.6	23.2	19.5	11.0
機 械	21.9	11.1	12.8	5.9	7.6	4.3
その他完成品	18.2	9.2	30.6	14.0	20.2	11.4
そ の 他	15.9	8.1	—	—	—	—
総 額	196.8	100	218.5	100	177.5	100

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(7) 鉱工業生産指数 1960=100

	平均	鉱業	製造業	電力
1961. 3	110.8	111.4	111.4	96.5
6	95.5	114.5	91.2	108.3
9	102.1	123.0	98.0	105.7
12	122.3	111.9	125.1	107.6
1962. 3	123.7	139.1	121.5	109.7
6	115.3	125.8	112.9	123.0
9	128.1	146.9	124.9	120.6
12	134.5	137.3	134.9	117.3
1963. 3	147.8	160.4	147.1	115.5
6	134.4	141.7	132.8	139.5
7	136.9	144.1	135.2	142.6
8	141.1	153.2	138.8	141.2
9	146.0	165.3	142.5	144.4
10	137.9	156.0	134.9	129.6

(季節変動修正済)

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

(8) 物 価 指 数	1 9 6 0 = 1 0 0		
	卸 平 均	売 米	消 費 者
1 9 6 1 . 3	1 1 1 . 8	1 2 1 . 9	1 0 8 . 8
6	1 1 4 . 2	1 3 0 . 3	1 0 0 . 4
9	1 1 4 . 6	1 2 5 . 3	1 1 0 . 1
1 2	1 1 4 . 2	1 0 5 . 3	1 0 2 . 9
1 9 6 2 . 3	1 2 0 . 0	1 1 6 . 9	1 1 1 . 6
6	1 2 4 . 9	1 3 6 . 7	1 1 5 . 3
9	1 2 6 . 3	1 3 9 . 7	1 1 7 . 9
1 2	1 2 6 . 4	1 3 4 . 6	1 1 9 . 9
1 9 6 3 . 3	1 3 1 . 4	1 4 8 . 4	1 2 6 . 4
6	1 4 6 . 5	2 1 7 . 9	1 3 2 . 5
9	1 6 6 . 0	2 7 0 . 4	1 4 9 . 5
1 0	1 6 1 . 2	2 1 3 . 0	1 4 3 . 8
1 1	1 6 2 . 8	1 8 7 . 1	1 4 7 . 1
	( 全 国 )		( ソ ウ ル )

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

協成  
38艘 74名

韓国による日本漁船のだ捕獲数および人数 (\*産庁調)

39.3.10 現在

	だ 捕		帰 還		沈没又は死亡		未帰還		備 考
	隻数	人数	隻数	人数	隻数	人数	隻数	人数	
昭和22年	7	81	6	81	0	0	1	0	
23	15	202	10	202	0	0	5	0	
24	14	154	14	151	0	3	0	0	
25	13	165	13	165	0	0	0	0	
26	45	518	42	518	0	0	3	0	
27	10	132	5	131	0	1	5	0	平和条約発効前5
28	47	585	2	584	0	1	45	0	後7
29	34	454	6	453	0	1	28	0	
30	30	498	1	498	0	2	29	0	
31	19	235	3	235	1	0	15	0	
32	12	121	2	121	0	0	10	0	
33	9	93	0	93	0	0	9	0	
34	10	100	2	100	0	0	8	0	
35	6	52	0	52	1	0	5	0	
36	15	152	11	152	0	0	4	0	
37	15	116	4	116	0	0	11	0	
38	16	147	13	147	0	0	3	0	
39	1	12	1	12	0	0	0	0	
計	318	3,817	155	3,809	2	8	121	0	

注1 39年 1/29 第22佐代丸 1隻 12名 だ捕。 3/5 2名 帰還  
3/9 10名 (船員と6)

注2 27.4 平和条約発効前に拿捕された漁船は97隻である。

>9 11. 国付船等

MINISTRY OF FINANCE  
THE JAPANESE GOVERNMENT

会計年度=暦年

韓国一般財政部門予算

(単位 百万ドル)

	才 入		
	租 税	見返資金	計
1963	243.0	199.8	587.2
1964	269.5	172.9	537.3

  

	才 出			
	一般経費	国防費	投融资	計
1963	247.0	164.9	160.5	587.2
1964	234.4	175.1	125.1	537.3

資料 韓国銀行調査月報 1964年1月

1ドル=130ウォンで換算

財 政

(1億ホアン)

	才 出				才 入		
	総 額	国防費	経済復興費	その他	総 額	見返資金	その他
1957年	3,620 (100)	1,129 (31.2)	1,079 (28.8)	1,412 (39.0)	3,620 (100)	1,148 (31.7)	2,472 (68.3)
1958年	4,075 (100)	1,278 (31.4)	1,204 (29.5)	1,593 (39.1)	4,075 (100)	1,875 (46.0)	2,200 (54.0)
1959年	4,156 (100)	1,397 (33.6)	1,092 (26.3)	1,667 (40.1)	4,156 (100)	1,403 (33.8)	2,753 (66.2)
1960年	4,601 (100)	1,493 (32.2)	1,140 (24.8)	1,968 (43.0)	4,601 (100)	1,388 (30.2)	3,213 (69.8)
1961年	6,314 (100)	1,686 (26.7)	2,300 (36.4)	2,328 (36.9)	6,314 (100)	3,047 (48.3)	3,267 (51.7)
1962年	6,996 (100)	1,798 (25.7)	2,220 (30.3)	2,978 (44.0)	6,996 (100)	2,752 (37.9)	4,244 (62.1)

1962.6月10ホアン=1ウォン